

平成 14 年 8 月 6 日

各 位

札幌市中央区北 9 条西 15 丁目 28 番地 196
株式会社ソフトフロント
代表取締役社長 村田 利文
(コード番号:2321)
問い合わせ先:管理本部 山本 明彦
電話番号:011-623-1001
事務幹事証券会社:野村證券株式会社

公募新株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

平成 14 年 8 月 6 日開催の当社取締役会において、当社普通株式株券の大阪証券取引所ナスダック・ジャパン市場への上場に伴う公募新株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募新株式発行の件

- | | | |
|--|---|---------|
| (1) 発行新株式数 | 当社普通株式 | 2,000 株 |
| (2) 発行価額 | 未定(今後の取締役会で決定する。) | |
| (3) 発行価格 | 未定(発行価額決定後、発行価額以上の価額で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、平成 14 年 8 月 29 日に決定する。) | |
| (4) 募集方法 | 発行価格での一般募集とする。 | |
| (5) 引受の方法 | 野村證券株式会社、みずほ証券株式会社、大和証券エスエムビーシー株式会社、東京三菱証券株式会社、マネックス証券株式会社、コムルツ証券会社東京支店、オリックス証券株式会社、高木証券株式会社、いちよし証券株式会社、ワールド日栄証券株式会社を引受人とし、全株式を引受価額で買取引受させる。引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が発行価額を下回ることとなる場合、新株式の発行を中止する。 | |
| (6) 申込株数単位 | 1 株 | |
| (7) 払込期日 | 平成 14 年 9 月 9 日(月曜日) | |
| (8) 申込期間 | 平成 14 年 9 月 2 日(月曜日) から 平成 14 年 9 月 5 日(木曜日) まで | |
| (9) 配当起算日 | 平成 14 年 4 月 1 日(月曜日) | |
| (10) 上記を除くほか、発行価額中資本に組入れない額、その他この新株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。 | | |
| (11) 前記各項については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。 | | |

ご注意: この文章は当社の公募新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公開するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書」(ならびに訂正事項文)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願い致します。

2. 株式売出しの件

- | | | |
|-----------------|--|-------|
| (1) 売 出 株 式 数 | 当社普通株式 | 500 株 |
| (2) 売 出 価 格 | 未 定(上記1. における発行価格と同一となる。) | |
| (3) 売 出 し の 方 法 | 売出価格での一般向け売出しである。 | |
| (4) 申 込 期 間 | 上記1. における申込期間と同一である。 | |
| (5) 申 込 株 数 単 位 | 上記1. における申込株数単位と同一である。 | |
| (6) 引 受 の 方 法 | 野村証券株式会社が引受人となり、全株式を買取引受する。 | |
| (7) 株 券 受 渡 期 日 | 平成 14 年 9 月 10 日(火曜日) | |
| (8) そ の 他 | 前記各項記載の要領による売出しとは別に、野村証券株式会社が売出人となり、当社普通株式 375 株を上限とする売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行なう場合がある。この場合の売出しの要項は、前記((2)～(5)及び(7))と同一となる。 | |
- (9) 前記各項については、証券取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記 1. の公募新株式の発行が中止となる場合、株式売出しも中止される。

3. 第三者割当増資の件

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、平成 14 年 8 月 6 日開催の当社取締役会において、野村証券株式会社を割当先とし、払込期日を平成 14 年 10 月 7 日とする当社普通株式 375 株の第三者割当増資の決議を行なっております。

なお、上記 1. の公募新株式の発行が中止となる場合、本第三者割当増資も中止いたします。

以 上

ご注意: この文章は当社の公募新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公開するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(ならびに訂正事項文)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願い致します。

【ご参考】

1. 募集・売出しの概要

- (1) 発行新株式数及び売出株式数
 - ① 発行新株式数 普通株式 2,000株
 - ② 売出株式数 普通株式 引受人の買取引受による売出し 500株
オーバーアロットメントによる売出し 375株(※)
- (2) 需要の申告期間 平成14年8月22日(木曜日)から
平成14年8月28日(水曜日)まで
- (3) 価格決定日 平成14年8月29日(木曜日)
(発行価格は、発行価額以上の価格で、仮条件により需要状況等を勘案した上で決定する。)
- (4) 募集・売出期間 平成14年9月2日(月曜日)から
平成14年9月5日(木曜日)まで
- (5) 払込期日 平成14年9月9日(月曜日)
- (6) 配当起算日 平成14年4月1日(月曜日)
- (7) 株券受渡期日 平成14年9月10日(火曜日)

(※) 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、募集並びに引受人の買取引受による売出しとは別に375株を上限としてなされる野村証券株式会社が当社株主より賃借する当社普通株式の野村証券株式会社による売出しであります。したがって、上記のオーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少する場合があります。

なお、これに関連して、当社は平成14年8月6日開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とし、払込期日を平成14年10月7日とする当社普通株式375株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)の決議を行っております。また、野村証券株式会社は、平成14年9月10日から平成14年10月1日までの間、上記のオーバーアロットメントによる売出しのために当社株主から賃借する株式の返却を目的として、取引所において本件第三者割当増資にかかる株式数を上限とする当社普通株式の買付けを行なう(以下「シンジケートカバー取引」という。)場合があります。野村証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引がなされた場合、本件第三者割当増資にかかる割当においては、かかるシンジケートカバー取引により取得した株式数に対応する株式について、割当に応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株数に至らない株数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	13,415株
公募増資による増加株数	2,000株
第三者割当増資による増加株数	375株
増資後の発行済株式総数	15,790株

ご注意: この文章は当社の公募新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公開するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(ならびに訂正事項文)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願い致します。

3. 手取金の使途

(1) 公募増資資金の使途

今回の増資による手取概算額 660,800 千円(※)については、40,000 千円を借入金の返済に、100,000 千円を運転資金に、残額を研究開発資金に充当する予定となっております。

(※)有価証券届出書提出時における想定発行価格(370,000 円)を基礎として算出した見込額であります。

(2) 第三者割当増資資金の使途

今回の増資による手取概算額 126,850 千円(※)は、全額研究開発資金に充当する予定であります。

(※)有価証券通知書提出時における想定発行価格(370,000 円)を基礎として算出した見込額であります。

4. 配当政策

(1) 配当政策

当社は、平成 9 年 4 月の設立以降、利益を計上した事業年度はなく配当を実施したことはありません。当社は、当面は将来の事業展開に備えて安定した財務体質を確立し、内部留保の充実に重点をおいて、企業価値を増大させることによって、株主の期待に応えることを優先すべきと考えております。このため、配当に関しては、各期の経営成績を考慮して決定することを基本方針といたしますが、現時点における配当の実施時期等については不明であります。

(2) 過去の3決算期間の配当状況

	平成 12 年 3 月期	平成 13 年 3 月期	平成 14 年 3 月期
1株当たり当期純損失	29,425 円 71 銭	118,557 円 47 銭	32,796 円 65 銭
1株当たり配当金	—	—	—
(1株当たり中間配当金)	(—)	(—)	(—)
実績配当性向	—	—	—
株主資本当期純利益率	—	—	—
株主資本配当率	—	—	—

(注) 1. 1株当たり配当金については、配当を行っておりませんので記載しておりません。

2. 実績配当性向については、配当を行っておりませんので記載しておりません。

3. 株主資本当期純利益率については当期純損失を計上しているため記載しておりません。

4. 株主資本配当率については、配当を行っておりませんので記載しておりません。

5. 配分の基本方針

申込みに先立ち、平成 14 年 8 月 22 日から平成 14 年 8 月 28 日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の株券上場審査基準に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流動性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。需要の申告を行った投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、発行価格若しくはそれ以上の金額で需要の申告を行った者の中から、原則として需要の申告への積極的参加の程度、証券投資についての経験、知識、投資方針等を勘案した上で決定する方針であります。需要の申告を行わなかった投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、原則として証券投資についての経験、知識、投資方針、引受人との取引状況等を勘案して決定する方針であります。

以上

ご注意: この文章は当社の公募新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公開するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(ならびに訂正事項文)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願い致します。